

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条2-4項）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄返還協定第4条2項, 米国土壌損害賠償請求委員会, 沖縄返還協定第4条3項, 米工兵隊在沖不動産部, 沖縄返還協定4条3項 キーワード (En): REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43705

後元補債(毎日新用)の照会

佐藤 官房総務参事官
官房書記官
首席事務官

系約課長
法規課長
安全保障課長

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

三浦のコメントあり

沖縄返還協定が4条3項に関する
照会について

49.10.12
北米第一課

1. 12日午後毎日新聞社政治部鈴木記者より
沖縄返還協定が4条3項「後元補償」の自費的
支払いについて、米側は400万ドルを既に支払
つたのか、支払つたとすればその支払方法(予算
的措置)等につき照会があった。
2. よって松浦首席より同記者に対し、(1)米
側は本件処理につき9月14日処理機関である
Army Corps of Engineers, Real Estate Division
より屋敷沖縄県知事に対し、本件関係クレーム
の申請を受付ける旨の書簡を提出した。(2)
同日前記(1)に関する新聞発表を行なった。

注) 米側の返答は、日本側には知らせないこととする(三浦のコメントあり)

2.

- (3) クレーム案件の審査には6-9ヶ月位を要する
等、協定の合意された議事録4条関係2.2.4
(本件クレーム処理上)
3項に基づき所要の手續を済ませた段階で
ある旨筆答えておいた。
- (当録)
3. 本件案件関係については、(沼田事務官)
在米米大 シミツ事務官より関連情報を
入手(別添参照)し、同事務官に対しは
毎月より同大使館に対し本件照会がある場合
は、上記2.のラインで応酬する旨打合せ
済み。なお、鈴木記者は本件につい
ては沖縄の米軍工兵隊に調査するこ
とを述べた。

注) 米側の返答は、日本側には知らせないこととする(三浦のコメントあり)

沖縄返還協定4条3項
「復元補償」自費の支払に
ついて

昭47.10.12.
手紙 - (沼田)

1. 経過維持状況 (手大 Schmitz)

(1) 処理機関

Army Corps of Engineers,
Real Estate Division.

(2) 9月14日(金)に同 Division より屋宮知事宛書面(要約添)にて、4条3項の請求 claims を同 Division ~~宛~~ に処理する旨

2400字の旨通報/claims
同日、本件関係請求の申請を invite する press release 発表。

(3) 各 claim を ~~宛~~ process するに
6-9ヶ月かかるもの。手大: 実際の

支払は行われていない。

手大/予算措置

手大は、予算措置に
ついて

上記(1)(3)の事情にFY 今会計年度の予算
に付合致して一応の処理が明かされた。

支払い時期きまらず

400万ドル 倍増の可能性も

どうなった 沖縄復元補償費

沖縄復元補償費の支払い時期が、いまだに決まらずに経過している。米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。

米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。

沖繩「密約」電文とは

三月十七日の離島建設公社の報告によると、米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。

米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。

米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。米政府は、この問題について、先般の「沖繩復元補償法」(RORF)の成立後、約一年が経過したが、いまだに支払いの時期が定まらずに経過している。

2. 毎日新聞は10月14日夕刊に本件に
 関する記事を掲載した(別添参照)に3
 在京米大江ミツ参事官より当課沼田
 参事官に対し電話をもつて、本件記事は
 あの程度ならば別に問題は無いと思
 う旨連絡した。

秘密表示(朱印)
 秘
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付	あり(北の参事)		
属			

発送日 昭和47年10月24日
 処理日
 発信 校査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 米北 第 1463 公 信 昭和47年10月23日 日
 番号 日付

大 臣 主 管 起 案 昭和47年10月23日
 政 務 次 官
 事 務 次 官
 外 務 審 議 官
 外 務 審 議 官
 官 房 長

アメリカ局長
 参事官
 北米才一課

起案者 電話番号
 117中 2466

協議先

受信者 在米 牛物大使 発信者 三木外務大臣臨時代理

写送付先 (希望送日)
 月 日

件 名 沖縄返還協定才4条3項に關する照会

GA-2 23 105 外務省 回覧番号

米北1第1463号
昭和47年10月23日

在米大使殿

外務大臣

(件名)
沖縄返還協定4条3項に関する照会

引用公・電信
日付・番号

10月12日及び13日、毎日新聞社政治部
より北米米一課に付し、米側の本件還元補
償費の自発的支払いについて照会越した
ところ、右に関する~~米側~~（答の回覧あり）
通参考表に
別添送付する。

※印は文書確認入

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省